

規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
政策の名称	水銀等の貯蔵に関する報告制度の創設
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp

評価実施時期	平成27年3月5日(木)
--------	--------------

規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等(水銀及びその化合物をいう。)の貯蔵の状況等を把握する。
内容	一定量以上の水銀等の貯蔵を行う事業者に対し、定期的に主務大臣(※)への貯蔵の状況等に関する報告を義務付け、報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を設ける。 ※ 水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣
関連条項	第22条
必要性	条約上は、締約国は水銀等の暫定保管が環境上適切な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀等の貯蔵の状況を把握することが必要。
費用	
遵守費用	定期的に報告するための費用が発生する。
行政費用	報告の受理に係る費用が発生する。
その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
便益	水銀等の貯蔵の状況を把握することによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。

想定される代替案		
代替案①	水銀等の貯蔵を開始する際に主務大臣に対してその旨の届出をしなければならないこととする。	
	費用	
	遵守費用	届出を行うための費用が発生する。
	行政費用	届出の受理に係る費用が発生する。
	その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
便益	代替案では、水銀等貯蔵者が現にどのように水銀等の貯蔵を行っているか主務大臣が把握することが困難であり、水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保できず、条約の担保措置として不十分である。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状と比べ代替案では届出、新法規定案では報告を行うための費用が発生する。行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。
便益:現状又は代替案に比べ、定期的な報告により水銀等貯蔵者が現にどのように水銀等の貯蔵を行っているか把握することが可能になるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による環境汚染が原因となる経済的損失が回避され则认为られることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

①管理指針等に基づく保管措置の実施状況を適切に把握等するため、また、②条約の発効による水銀等の需給バランスの変化により、現状では有価物である水銀等が将来的に廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性があることも考慮すれば、条約第10条(暫定的保管)の対象物が水銀廃棄物となった場合に第11条(水銀廃棄物)に基づき適正に管理される制度とするため、一定量以上の水銀を保管する事業者に対し定期的にその保管状況等の報告を求めることが適当である(後略)。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考